

清水小学校小学校・幼稚園 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、清水小学校・幼稚園 PTA とする。

第 2 条 本会は、事務局を清水小学校に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 本会は、父母と教職員が協力して家庭と学校地域社会における園児・児童の健全な育成を図るとともに、会員相互の研修・親睦を図ることを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の活動をする。

- 1 会員相互の親睦を図り、教養を高めるための活動をする。
- 2 園児・児童の健全育成、福祉増進に努める。
- 3 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を指導する。
- 4 学校施設・設備の充実に関する援助及び協力を努める。
- 5 園児・児童のよりよい教育環境の整備に努める。
- 6 その他本会の目的達成に努める。

第 3 章 方針

第 5 条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

- 1 園児・児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 2 特定の政党や宗教に偏ることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。

第 4 章 会員

第 6 条 会員となることのできる者は次のとおりである。

- 1 本校に在籍する園児・児童の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 本校の校長及び教職員。
- 3 本会の趣旨に賛同する者。

第 7 条 本会に会員は、会費を納める者とする。

- 1 会費の金額並びに納入方法は総会の議決による。
- 2 会費は月額 3 5 0 円とする。

第 8 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 9 条 本会の会員は、久米島地区 PTA の会員となる。

第 5 章 経理

第 10 条 本会の活動に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

第 11 条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

- 1 予算の流用は、評議員の承認を経てすることができる。

第 12 条 本会の決算は、監査を経て総会の承認を経なければならない。

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年の 3 月 3 1 日に終わる。

第6章 役員

第14条 本会に次の役員を置く。

- 1 (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 評議員
- (4) 事務局 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査員 2名
- (7) 顧問 1名

2 役員は会員でなければならない。

3 会計・監査役は他の役員を兼ねることができない。

第15条 本会の役員は次によって選出する。

- 1 評議員は、各支部、教職員、学級においてそれぞれ定数を選出する。また各支部においてはそれぞれ、正副支部長・会計を互選する。
- 2 会長・副会長は、評議員会の推薦で総会の承認を得るものとし、会長は5年生以下の会員から選出するものとする。

第16条

1 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 学級委員の任期は1年とする。

第17条

1 総会及び評議員会を招集する。

2 評議員会の会議の議長とする。

3 各専門部の会議に出席して、意見を述べることができる。

第18条

副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代行する。

第19条

1 事務局は、総会及び評議員会の議事、並べに本会の活動に関する事項を記録する。

2 記録・通信その他の書類を保管する。

3 会長の指示に従って本会の庶務を行う。

第20条

1 会計は、総会で議決した予算にもとづいて、一切の会計事務を処理する。

2 定期総会において、監査員の監査を経た決算報告をする。

3 予算の立案について協力する。

第21条

1 監査員は、本会の業務及び会計の状況を監査し、その結果を総会に報告する。

2 会計監査委員は、評議委員で選任し、総会の承認を得る。

第22条

支部長は各支部（北原、大原、鳥島、仲泊、大田、兼城）を統轄し、事務局との連絡にあたる。

第23条

副支部長は、支部長を補佐する。

第24条

評議員は、総会に提出する議案に審議並びに各専門部に所属して事業の処理にあたる。

第25条

専門部長は、各専門部を統轄する。

第26条

学級の正副委員長は、学級PTAを代表し評議員となる。

第27条

副委員長は、委員長を補佐し、記録・会計も兼ねる。

第28条

任期満了または任期途中で辞任した場合は、後任者が就任するまで職務を行うものとする。

第29条

役員が任期途中で辞任した場合は、補充の役員を選出しその任期は、前任者の残任期間とする。

第30条

本会の次の役員に予算の範囲内で報酬を支給することとし、その額は総会の議決

による。

- | | | |
|---|-----|---------|
| 1 | 会 長 | 年額 1 万円 |
| 2 | 副会長 | 年額 5 千円 |
| 3 | 事務局 | 年額 5 千円 |
| 4 | 会 計 | 年額 5 千円 |
| 5 | 監査員 | 年額 3 千円 |

第31条 本会の会員に旅費その他の業務の遂行に伴う実費を支給することができる。

第 7 章 総会及び評議員会・企画委員会

第32条

- 1 総会は、全会員をもって構成され本会の最高機関である。
- 2 総会は次の事項について決議する。
 - (1)会則の改廃
 - (2)年度の活動計画
 - (3)予算・決算の承認
 - (4)役員の承認
 - (5)その他運営に関する重要事項

第33条

- 1 総会は、定期総会と臨時総会とする。
- 2 定期総会は会計年度終了後 2 ヶ月以内に会長が招集する。
- 3 臨時総会は、評議委員会または会員の 10 分の 1 以上のものが要求したとき会長が収集する。

第34条

- 1 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。
- 2 可否同数の時は、議長の決するところによる。

第35条

総会における議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

第36条

総会の正副議長は、出席した会員の中から互選する。

第37条

- 1 評議員会は、正副会長、事務局及び評議員をもって構成する。
- 2 評議員の議長は、会長がこれに当たり副議長は、副会長が輪番であたる。
- 3 評議員会は次の事項について議決する。
 - (1)総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (2)総会の付議すべき事項。
 - (3)役員の推薦に関する事項。
 - (4)その他の、本会の活動に関する事項。

第38条

- 1 企画委員会は、正副会長、顧問、各部専門部長、事務局、会計で構成し会長が必要と認めたときに招集する。
- 2 企画委員会は、会務の企画運営に当たり下記事項について、計画、立案、審議する。
 - (1)専門部各部の事業計画の調整と活動の推進。
 - (2)総会及び評議員会の審議事項の原案作成。
 - (3)その他必要事項

第 8 章 専門部会

第39条

- 1 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために専門部会を置く。
- 2 専門部会は、評議員によって次のとおり構成する。

- (1) 総務部会
- (2) 文化教養部会
- (3) 保健体育部会
- (4) 児童育成部会
- (5) 環境整備部会
- (6) 広報部会
- (7) 婦人部会

第40条 総務部会

- 1 本会全般に関する企画調整
- 2 対外的事項並びにその他の部会に属しない事項。

第41条 文化教養部会

- 1 各種研修会、講演会、講習会、その他文化的事項。
- 2 校内童話・お話大会企画運営。

第42条 保健体育部会

- 1 会員の親睦を深めるための各種のスポーツ大会やレクリエーションその他健康づくりに必要な事項

第43条 児童育成部会

- 1 児童を対象とする文化事業に関する事項。
- 2 環境浄化と健全育成運動に関する事項。
- 3 子ども会・教育隣組に関する事項。

第44条 環境整備部会

- 1 児童及び会員の学習と生活環境の整備に関する事項。
- 2 学校美化運動に関する事項。

第45条 広報部会

- 1 機関紙編集に関する事項。
- 2 機関紙の調査研究に関する事項。
- 3 その他広報に関し必要な事項。

第46条 婦人部

- 1 家庭教育学級に関する企画運営。
- 2 PTA 行事に関する準備等への協力

第47条

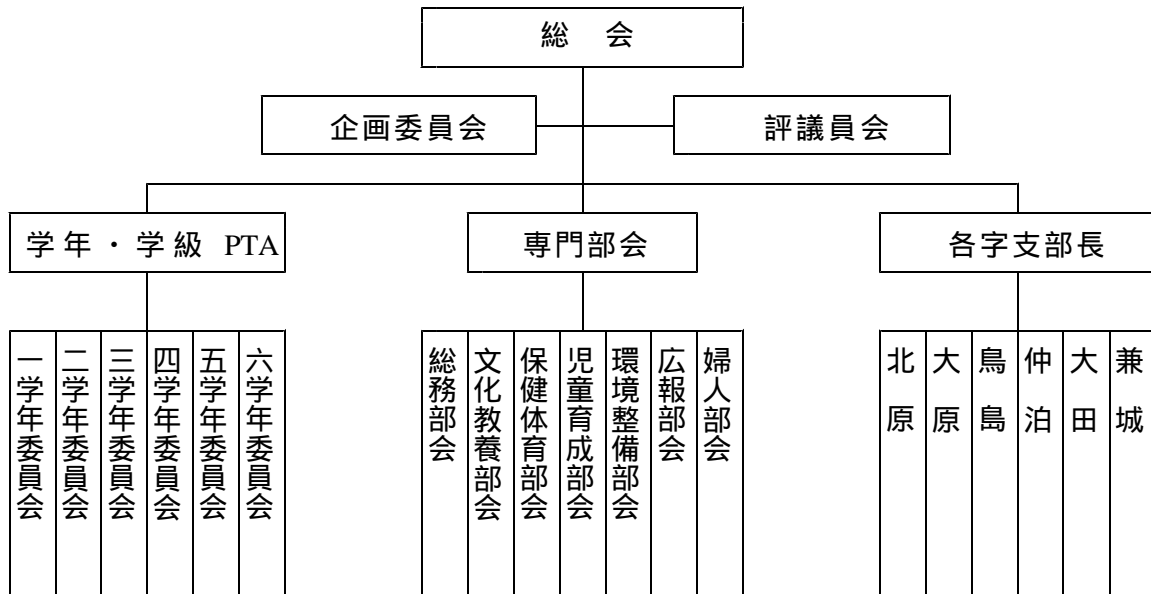
- 1 各専門部会（以下部会という）は、正副部長を互選する。
- 2 部会は、必要に応じ会長と部長が協議して、これを招集する。
- 3 部会は、部長が主催する。
- 4 部員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- 5 部会の議決は、出席部員の過半数でこれを決する。

第48条 学校長は本会の顧問となり、学校管理並びに教育上、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

第9章 細目

第49条 本会の運営に関し必要な細目は、この会則に反しない限りにおいて評議員会の議決を経て定める。評議員会は、細目制定または、改廃した場合にはその結果を次期総会に報告しなければならない。

第 10 章 組織図



第 11 章 改 廃

第50条 この会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって、改廃することができる。

(付 則)

- 1 この会則は、昭和63年4月1日より施行する。
- 2 一部改正、平成2年5月12日
- 3 平成5年5月18日 第5条4を削除する。
- 4 清水幼・小 PTA 会則の一部改正
 - 第21条2項(会計監査委員は、評議委員で選任し総会の承認を得る)を挿入する。
 - 第38条 企画委員会の条項、1項、2項、2項の(1)(2)(3)を挿入する。
 - 第10章 PTA 組織図を挿入する。

この会則の一部改正は、平成10年4月1日より施行する。

- 5 会則の一部改正 平成16年5月20日
 - 第15条の1項「委員長」「会計」とする。
 - 2項 会長は5年生以下の会員から選出するものとする。 を挿入する。
 - 第26条 「学級委員長は」「学級の正副委員長は」とする。
 - 第39条 (7) 婦人部会 を挿入する。
 - 第46条 婦人部会
 - 1 家庭教育学級に関する企画運営。
 - 2 PTA 行事に関する準備等への協力 を挿入する。
 - 第46条 第47条へ、第47条 第48条へ、第48条 第49条へ
 - 第49条 第50条へと訂正する。
 - 第10章の組織図、専門部会に「婦人部会」を挿入する。
- この会則の一部改正は平成16年4月1日より施行する。